

# 一般社団法人栃木県訪問看護ステーション協議会 定款細則

## 第1章 総則

(定款細則の目的)

第1条 この定款細則は、一般社団法人栃木県訪問看護ステーション協議会（以下「本会」という）定款第42条の規定に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。

## 第2章 会員

(管理者等の変更)

第2条 会員は管理者等の変更が生じたときは会長あてに報告する。

(会費の額)

第3条 正会員の会費は1か年36,000円とする。賛助会員は1か年5,000円とする。

- 2 新規入会者は、入会しようとする時、年会費と入会金10,000円を納入しなければならない。入会初年度は18,000円とする。
- 3 サテライト事業所として入会を希望する場合は年会費10,000円とする。
- 4 会費は前年度2月1日から2月末日までに本会へ次年度分を前納しなければならない。ただし、新規会員はこの限りではない。
- 5 一旦納付した会費は、事由の如何を問わず返還しない。
- 6 再入会の場合の入会金は納入しなくても良い。

## 第3章 総会

(総会運営)

第4条 総会の運営に際し必要な事項は、総会運営規則による。

(議事録)

第5条 会員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、会員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員数及び氏名
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過、要領、発言者発言要旨
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人2名が署名および押印しなければならない。

## 第4章 役員

(役員)

第6条 役員（理事）は会長、副会長 2 名、常任理事 1 名、監事 1 名とする。その他に理事 10 名以内とし、役員（理事）は総会において選任される。

- 2 理事のうち、運営理事 1 名、教育理事 1 名、広報理事 1 名とする。
- 3 監事は本会の業務に精通した 2 名以内とする。
- 4 顧問は会長の諮問に応じて会議に参加できる。
- 5 サテライト事業所として理事の選任はできない。

(役員就任手続)

第7条 役員に選任された時は、下記の書類を添えて所轄庁に提出し異動の手続きを行う。

- (1) 登記申請書
- (2) 「登記すべき事項」を記録した申請書
- (3) 社員総会議事録
- (4) 代表理事選定に係る理事会議事録
- (5) 役員 の 就 任 承 諾 書

## 第5章 理事会

(任務)

第8条 理事会は次に定めるものの他、次に掲げる事項について協議決定する。

- (1) 定款・細則の改正案に関する事項
  - (2) 総会開催日時及び場所に関する事項
  - (3) 総会に提出する事項並びに報告事項
  - (4) 会務の処理に関する事項
  - (5) 資産を預ける金融機関の選定に関する事項
  - (6) 年 1 回の会計帳簿の審査に関する事項
  - (7) 必要のある場合の委員会の設置に関する事項
- 2 監事は、理事会に出席し意見を述べる事が出来る。ただし、表決には加わらない。

## 第6章 委員会

(委員会の設置)

第9条 定款 36 条の規定により会務を執行するため、理事を事業別担当とし、次の委員会を置く。

- (1) 運営委員会 運営理事が担当。  
総会の運営に関する事項 実態調査 関連団体との連携に関する事項
- (2) 教育委員会 教育理事が担当。

中央研修 地区支部研修 事例集作成及び発表に関する事項（隔年）

- (3) 管理者研修委員会 教育理事が担当。

管理者研修会に関する事項

- (4) 広報委員会 広報理事が担当

広報に関する事項 機関紙発行 ホームページに関する事項

- (5) 経理委員 常任理事が担当

経理に関する事項

- 2 第1項に定める委員会のほか、会長が必要と認める時、委員会を設置することが出来る。
- 3 副会長は各理事より報告相談を受ける。
- 4 各理事は委員会で決まったことを理事会で報告し、理事会で決定する。
- 5 上記の委員会は委員会マニュアルに準じる。

(委員の任務)

第10条 会長が招集し担当理事は委員会を開催する。

- 2 委員長は理事会で選任され会長が任命する。
- 3 委員長が議事進行に当たる。
- 4 理事会で提案された議案について協議する。
- 5 議事は過半数を持って可決される。
- 6 議事は記録しておかなければならない。
- 7 委員会の委員の選出は、会長が理事に委員の推薦を依頼し、委員を地区支部別に推薦する。
- 8 委員長及び委員の任期は2年とする。ただし引き続き就任する場合は6年目の定期総会までとする。

## 第7章 管理者会議

(管理者会議の設置)

第11条 この法人の資質向上や連携の強化及び地域の保健・福祉の向上に寄与するところから管理者会議を行う。

- 2 管理者会議は、正会員である指定訪問看護ステーションの管理者および訪問看護ステーションを統括するところの看護師が出席するものとする。また、サテライトを管理するものも参加できる。
- 3 管理者会議は年6回開催する。(奇数月の第3水曜日とする)
- 4 管理者会議は理事会で決定されたことの報告、会の目的達成のための内容について話し合われる。
- 5 管理者会議で報告すべき内容については、事前に事務局に相談する。
- 6 関係団体からの管理者会議の参加は事前に事務局に申し出るものとする。会長が必要と認めた団体については許可する。

- 7 管理者会議の司会は理事が担当する。
- 8 管理者会議の議事は記録され、記録は管理者が担当する。

## 第8章 地区支部

(地区支部の設置)

第12条 本会の資質向上や連携の強化及び地域の保健・福祉の向上に寄与するところから地区支部を置く

- (1) 県央支部(宇都宮市)
  - (2) 県南支部(小山・栃木市・下野市・野木町・上三川町・壬生町)
  - (3) 県東支部(真岡市・益子市・芳賀町・茂木町・高根沢町)
  - (4) 県西支部(鹿沼市・日光市)
  - (5) 県北支部(大田原市・那須塩原市・那須町・矢板市・さくら市・那須烏山市・那珂川町・塩谷町)
  - (6) 安足支部(足利市・佐野市)
- 2 地区支部は理事又は委員長を地区支部長として活動する
  - 3 地区支部会議の司会は理事又は委員長が担当する
  - 4 地区支部別に研修を行う。
  - 5 地区支部会議の議事は記録される。
  - 6 地区支部の活動は以下に示す
    - (1) 保健福祉活動の実施
    - (2) 災害時の連携(緊急連絡網設置)

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第13条 事務局に事務局長と事務員を置く。

- (1) 事務局長は本会の事務を指揮監督する
- (2) 事務は本会の事務を司る。

第14条 前条に規定する職員の掌握は会長が行う。

- 2 定款40条に定める職員の労働条件、賃金、その他就業に関する事項については別に定める。
- 3 定款27条に定める会長の報酬として賃金を定めるものとする。

## 第10章 費用

(旅費)

第15条 業務執行のための旅費に関する事項を定める。

(適応範囲)

第16条 旅費は下記に掲げるものに適応する。

- (1) 理事・監事・顧問

(2) 委員長・委員

(旅費区分)

第17条 この細則により支給される旅費とは次に掲げるものをいう。

- (1) 交通費
- (2) 日当
- (3) 宿泊費

(交通費)

第18条 勤務地または、自宅を起点とし、距離に対して 20 円/kmとする。ただし県外の出張については、もっとも経済的な通常の経路及び方法によって実費計算とする。ただしやむを得ない場合は実際に要した経路及び方法による。

(日当・宿泊費等)

第19条 出張に要した日数及び宿泊に応じて、日当、宿泊費を支給する。

- (1) 業務執行理事の日当は県外、県内とも 1,500 円を支給する。
- (2) 監事の日当は 5,000 円とする。
- (3) その他の理事、または、会長が委嘱したものの日当は県内・県外とも 1,500 円を支給する。
- (4) 管理者会議出席の旅費は支給しない。ただし、会長、監事、顧問は支給するものとする。
- (5) 各委員会開催の日当は管理者会議時の開催は支給しない。
- (6) 宿泊費は、1 夜当たり 10,000 円を支給する。ただし指定ある場合は、実費とする。
- (7) 出張の日数の計算は会務に要した日数とする。ただし、遠方の場合は、前後各 1 日とする。

(講師謝金)

第20条 研修等における講師謝金について別紙に定める。

## 第 11 章 会員の慶弔

(会員の表彰)

第 21 条 当法人会員の功労者に対して表彰を行うことができる。

- (1) 理事を 2 期 4 年以上の実績がある功労者
- (2) 管理者を 10 年以上の実績がある功労者
- (3) 訪問看護師 15 年以上の実績がある功労者
- (4) 被表彰者は理事会の推薦を受け、会長の承認を受ける
- (5) 推薦書は副会長が作成する。
- (6) 被表彰者の推薦書は別紙に定める

第 22 条 会員の慶弔に関する事を以下に定める。

祝い品・慶弔金・選別・他部門での表彰等については理事会で決定する。

## 第 12 章 細則の変更

(細則の変更)

第 23 条 細則の変更は理事会の議決を経なければならない。

附則

この定款細則は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく

附則

この定款細則は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

この定款細則は平成 29 年 7 月 25 日より施行する。

この定款細則は平成 30 年 5 月 16 日より施行する。

この定款細則は令和元年 5 月 15 日より施行する。

この定款細則は令和 3 年 1 月 20 日より施行する。

この定款細則は令和 4 年 6 月 15 日より施行する。

この定款細則は令和 5 年 4 月 20 日より施行する。